

資料2-1

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点
に関する作業部会
(第10期-第6回)R2.6.24

これまでの報告書等におけるネットワーク型共同利用・共同研究拠点 関係記述（抜粋）

※ 本資料の下線は全て追記

1. 「学術研究の推進体制に関する審議のまとめ—国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進—」（平成20年5月27日、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）

I 基本的考え方

2. 学術研究の政策的推進

- (3) 学術政策の推進の方向としては、研究の多様性を確保し幅広い研究活動を促進するとともに、卓越した研究拠点の形成を推進することが重要である。
- (5) 拠点の形成については、各大学等の取組を支援するとともに、国全体の学術研究の発展の観点から、大学の枠を越えた研究拠点の形成や大規模な学術研究プロジェクト等については、国の学術政策として重点的に推進することが必要である。重点的な推進のための意思決定の過程においては、研究者の自主性に基づくボトムアップを基本とし、研究者コミュニティにおける議論と合意形成を踏まえ、国の施策に反映していくことが重要である。
- (6) 研究者コミュニティによる合意形成にあたっては、議論の公開性と透明性を確保するとともに、コミュニティの自主性・自律性を担保することが重要である。具体的な合意形成のプロセスについては、更に検討が必要であるが、科学技術・学術審議会の学術分科会（以下「学術分科会」という）は、研究者コミュニティの意向を国の施策に反映させる役割を有しており、その機能の強化が必要である。

II 学術研究組織の整備

1. 学術研究組織の現状と課題

- (3) 研究組織においては、組織としてのミッションの達成に向けて構成員が目的意識を共有し、様々な研究課題を設定して取り組んでいる。このような組織的な研究活動は、特定の研究課題に取り組む個別の研究プロジェクトとは異なり、共通のミッションの下に一定の人的・物的資源を継続的に備え、様々な研究活動を組織的・体系的に展開してその成果を結集・蓄積・継承することができるという特長がある。

なお、研究組織のミッションとしては、緊急の学問的・社会的課題への対応など比較的短

期間で取り組むべきものと、特定の学問分野に関する総合的な研究や継続的なデータ収集に基づく研究などある程度長期的・継続的に取り組むべきものとが考えられる。前者の場合は、大学等が組織を設置する際に必要に応じ存続の時限を設定することが適当である。また、後者の場合は、内外の学問動向等を踏まえ、定期的に組織の研究活動の自己点検評価や外部評価を行い、必要な見直しを行うことで、様々な研究課題に柔軟に取り組み、組織の活性化を図ることが重要である。

2. 学術研究組織の整備に関する大学と国の役割

(4) 国全体の学術研究の発展の観点からは、大学の枠を越えて研究者の知を結集させる共同利用・共同研究の拠点（国際的な拠点を含む）を支援していくことが特に重要である。共同利用・共同研究の拠点となる研究組織（複数の研究組織がネットワークを組んで拠点を形成する場合を含む）については、個別の大学の判断のみにより設置改廃を行うべきではなく、研究者コミュニティの意向を踏まえ、国の学術政策として一定の関与を行って行くことが必要である。国公立大学の既存の研究組織の中には、既にこのような拠点としての機能を有するものや、将来的に拠点として発展することが期待されるものがあり、そのような研究組織は、国として重点的に支援する。なお、大学共同利用機関については、特定の大学に属さない共同利用・共同研究拠点として、国が関与・支援を行っている。

(5) また、学際的・学融合的分野等新たな学問領域に係る研究組織や、国内で他に当該分野の研究を行う所がなく唯一の研究の場となる研究組織については、各大学において個性的な取組が積極的に推進されることが望まれ、国としても、研究の多様性の確保の観点から、基盤的経費の措置等により各大学の取組や大学間の連携による取組を重点的に支援していくことが重要である。

このような研究組織についても、共同利用・共同研究を推進することが適当であるが、研究者の数が少なくコミュニティとしての広がりが必ずしも大きくない研究分野については、拠点となる組織に研究者が集結することも考えられる。研究の深まりにつれて、新たな研究者コミュニティが形成されたり、研究者コミュニティの広がりが生まれ、全国的な規模で関連研究者による共同利用・共同研究拠点として発展することが考えられ、そのような場合には、拠点の形成に向けて国としても支援することが必要である。

III 共同利用・共同研究の推進

2. 共同利用・共同研究の課題と今後の方向性

(5) さらに、分野の特性等に応じ、従来のような固定的な組織ではなく、ネットワーク型の拠点形成が可能となるような形態も推進すべきである。例えば、

- ① 特定の国公立大学の研究所等が中心となって、他の研究組織とネットワークを形成する形態

- ② 大学共同利用機関法人に特定のテーマの研究を推進する存続時限付きのヴァーチャルな研究組織を設置し、国公立大学の関連の研究者が所属機関に在籍したまま一定期間拠点に参加する形態

などが考えられ、その他、研究分野の特性に応じ、多様な形態を工夫すべきである。その際、大規模な研究所等の部内組織が他の研究組織とネットワークを形成することも考えられる。

3. 共同利用・共同研究拠点のあり方

- (1) 共同利用・共同研究の効果的な推進のためには、研究者コミュニティの自主性・自律性に基づいた運営を確保することが極めて重要であり、開かれた運営体制を整備し、運営に外部研究者の意見を反映する仕組みを整える必要がある。その際、国際的な共同利用・共同研究拠点にあつては、海外の研究者の意見の反映にも配慮することが必要である。また、研究者コミュニティによる運営を確保するためには、拠点組織の研究者の人事に関しても外部の意見を取り入れるなどの配慮も考えられる。なお、複数の研究組織がネットワークを組んで拠点を形成する場合には、ネットワーク全体としての運営を協議する場が必要であるが、その場合にも、ネットワーク外の研究者の意見を反映する仕組みが必要である。

4. 共同利用・共同研究拠点の整備

- (8) 共同利用・共同研究に必要な経費（拠点の運営経費や共同利用・共同研究に係る研究費等）は、個々の国公立大学の枠を越え、国全体の学術研究の発展に資する経費であり、国において安定的な財政措置を行うことが重要であり、そのための支援スキームが必要である。その際、共同利用・共同研究に供する施設・設備等に係る経費についても、その負担のあり方について新たな視点で検討する必要がある。なお、複数の研究組織がネットワークを組んで拠点を形成する場合には、ネットワーク内における経費の配分・使用を適切に行える仕組みが必要である。

2. 「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について（審議のまとめ）」
(平成24年8月、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会)

4. 機構法人及び大学共同利用機関の機能強化のための具体的方策

- (1) 大学との双方向の連携による世界最高水準の共同研究

②共同利用・共同研究拠点との協働関係の強化

- 大学共同利用機関及び機構法人においては、共同利用・共同研究拠点との間で、それぞれの特性を活かして、例えば、国際的な窓口としての役割を担う大学共同利用機関が核となつて関連する共同利用・共同研究拠点とネットワークを形成する、新たな学問領域の創成に向けて共同研究を企画・推進する、など連携を強化していく必要がある。

3. 「共同利用・共同研究体制の強化に向けて（審議のまとめ）」

（平成27年1月28日、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）

4. 具体的な取組の方向性

(2) 各機関等の自己改革・機能強化を促進するための基盤整備

① 学術研究の現代的意義を踏まえた機能強化の促進

ii) 各機関等の枠を越えた連携による異分野融合・新分野創成のための組織の設置

○ 異分野融合・新分野創成は、我が国の学術研究の裾野と水準を高めるため、必要不可欠なものであり、共同利用・共同研究体制の本質的なミッションの一つである。

○ 共同利用・共同研究拠点における現在のネットワーク型拠点は、異分野融合・新分野創成の創出に有効な制度と考えられることから、基盤を強化し、更なる活用を目指す。例えば、異分野の拠点同士・ネットワーク同士の連携を通じた異分野融合型ネットワーク拠点の形成を図り、さらにはその拠点を基盤とした新分野創成に関わる大型プロジェクトへの推進等へと発展していくことも期待される。こうした共同利用・共同研究拠点のネットワーク形成に対して、大学共同利用機関が、有する知見等を基に的確な助言等を行うことが望まれる。

4. 「今後の共同利用・共同研究体制の在り方について（意見の整理）」

（平成29年2月14日、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）

1 学術研究の動向に対応できる柔軟な研究組織の在り方

○ 大学の共同利用・共同研究拠点については、文部科学大臣による認定制度創設により、公立大学での設置、複数大学の研究所等によるネットワーク型拠点の形成、大学以外の研究所等との連携制度の導入なども行ってきた。

5. 「共同利用・共同研究拠点における国際的な研究環境の整備について（意見の整理）」

（平成29年10月27日、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）

2. 「国際共同利用・共同研究拠点（仮称）」制度について

(5) ネットワーク型拠点

○ 現行の拠点制度では、複数の研究施設が連携して拠点を形成する「ネットワーク型」の拠点も認定されており、①学術の発展に応じてより柔軟な組織編成ができる、②単独の研究施設の規模を超えた共同利用・共同研究に対応できる、③異分野融合による新分野創成が促進されるなどの利点がある。

6. 「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について（審議のまとめ）」
（平成30年12月14日、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会）

2. 具体的な取組の方向性

(3) 関係する他の研究機関等との連携

① 大学の共同利用・共同研究拠点との連携

○ 共同利用・共同研究拠点は、個々の大学の枠を越えて、研究設備、資料、データベース等を全国の研究者に提供し、共同研究を実施する大学附置の研究施設のうち、学術研究の発展に特に資するものとして、文部科学大臣の認定を受けた研究施設であり、大学共同利用機関とともに、我が国の共同利用・共同研究体制の強化のため、その機能を高めていくことが重要である。

○ 学術研究は、まずは研究者個人の着想に端を発するが、多くの人材が様々な知見やアイデアを持ち寄り、協力することで、その発展が期待されるものである。また、引き続き、我が国においては、厳しい財政状況の下、限られた人員・予算の中で、より一層効率的かつ効果的に研究を推進することが求められる。

このため、大学共同利用機関が、大学や研究者コミュニティ全体を先導し、最先端の研究を行う中核的な拠点となっている分野においては、大学共同利用機関が中心となり、関連する研究分野の共同利用・共同研究拠点その他の研究機関とネットワークを形成し、それぞれの役割を明らかにした上で、相互補完的に協力して研究を推進するための体制を構築することが重要である。

また、同様に、共同利用・共同研究拠点が中核的な拠点となっている分野においては、共同利用・共同研究拠点が中心となり、関連する研究分野の研究機関とネットワークを形成し、研究を推進するための体制を構築することも考えられる。

○ このようなネットワークを形成することにより、学生を含む研究者の交流の活性化、スケールメリットを生かした柔軟な資源配分、施設・設備の効率的な整備・運用、共同利用に際しての手續の一元化等が可能となり、個々の研究機関では実現できない研究基盤を構築することができると考えられる。

○ このため、国においては、ネットワークの形成に向けた取組やネットワークの下で行う共同研究プロジェクトに対して重点的に支援することが必要である。

なお、こうしたネットワーク形成の支援において、各研究機関における自由で多様な研究活動をいたずらに損なうことがないように、各研究機関や研究者コミュニティにおける自主性・自律性に十分配慮することが必要である。